

# 退職年金制度のおすすめ

一般財団法人 全国農林漁業団体共済会

日本の「農」と「食」、  
地域社会を支える  
役職員の皆さまのために。



# セカンドライフに必要な資金

「ゆとりある夫婦二人の老後生活費」※1

: 36万円 (月額)

老後の夫婦二人の「最低日常生活費」※1

: 22万円 (月額)

高齢夫婦 (夫65才、妻60才)  
無職世帯の可処分所得※2

: 20万円 (月額)

← 2万円不足 →

← 16万円不足 →

平均余命※3まで

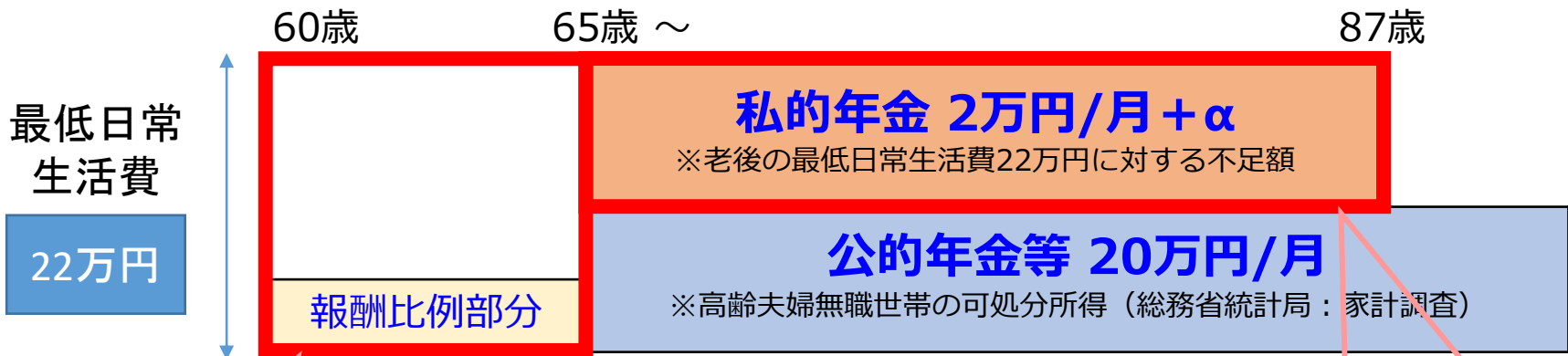
合わせて約1,850万円の不足が生じます。

○「ゆとりある生活」の場合、約6,400万円不足が生じます。

※1 生命保険文化センター:令和元年生活保障に関する調査より

※2 総務省統計局:令和元年家計調査より ※3 令和元年簡易生命表より

# 1,800万円を預貯金と私的年金で補う



※報酬比例部分の受給開始年齢は、性別・生年月日により異なります。

当初5年間の必要額  
(**預貯金**等の取崩し)  
22万円 × 12ヶ月 × 5年 = **1,320万円**

65歳からの必要額  
(必要**年金**原資額)  
2万円 × 12ヶ月 × 22年 = **528万円 +  $\alpha$**   
※ +  $\alpha$  は余裕資金がある場合の上乗せ分  
※ 年金には利息も付利されます

# JA全国共済会について

所在地: 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル  
会長: 櫻井 宏 (JA岐阜中央会会長)

HP:

<https://www.kyosaikai-ja.jp/>

JA全国共済会

検索

データ(令和3年3月)

JA加入率: 93.6%

加入役員数: 164,223名

加入団体数: 1,583団体  
総資産: 5,126億円

The screenshot shows the homepage of JA National Mutual Insurance Association. At the top, there is a navigation bar with the JA logo and the text "JA全国共済会 —安全・安心、確実—". To the right of the navigation bar, there are options for "文字の大きさ: 標準 拡大" and a search bar labeled "サイト内検索 検索". Below the navigation bar, there are links for "トップページ", "本会のご案内", "退職金共済制度の仕組み", "加入団体ご担当者様", "加入団体の役員員の皆様", and "年金ご契約者様". The main content area features a large banner with a photograph of a snowy landscape and the text "日本の「農」と「食」、地域社会を支える役員員の皆さまのために。". To the right of the banner, there are three highlighted boxes: "加入団体ご担当者様 様式集", "加入団体の役員員の皆様 財産形成・年金契約のおすすめシミュレーション", and "年金ご契約者様 困ったときは定期送付物".

# JA全国共済会の退職金共済制度

JAをはじめとする農林漁業団体役職員を対象として、当該役職員の福祉の増進を図り、団体経営の安定化ならびに発展に寄与することを目的に、昭和26年に設立し、退職金財源の積立と支給を内容とする退職金共済事業を実施している団体です。

## 【実施事業】

### 農林漁業団体職員退職給付金制度（通称：**制度**）

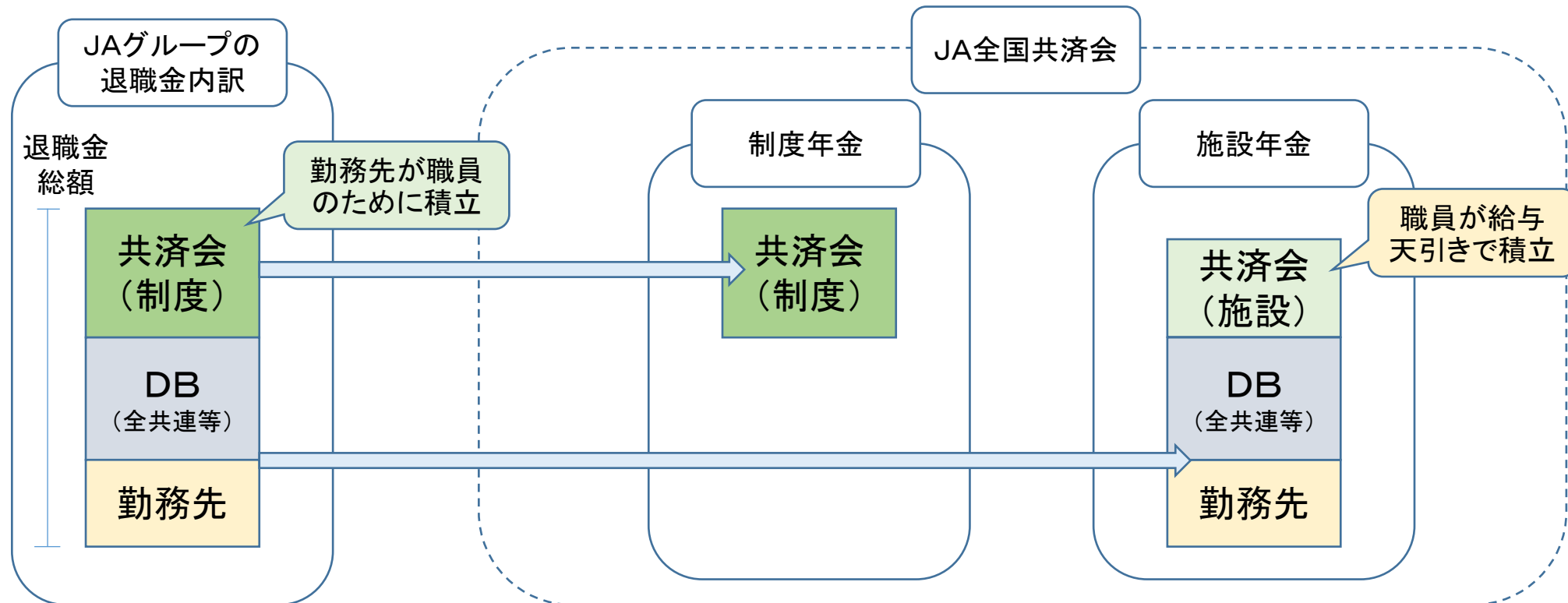
退職金の外部積立制度（**特定退職金共済制度**）

### 農林漁業団体役職員退職給付金施設（通称：**施設**）

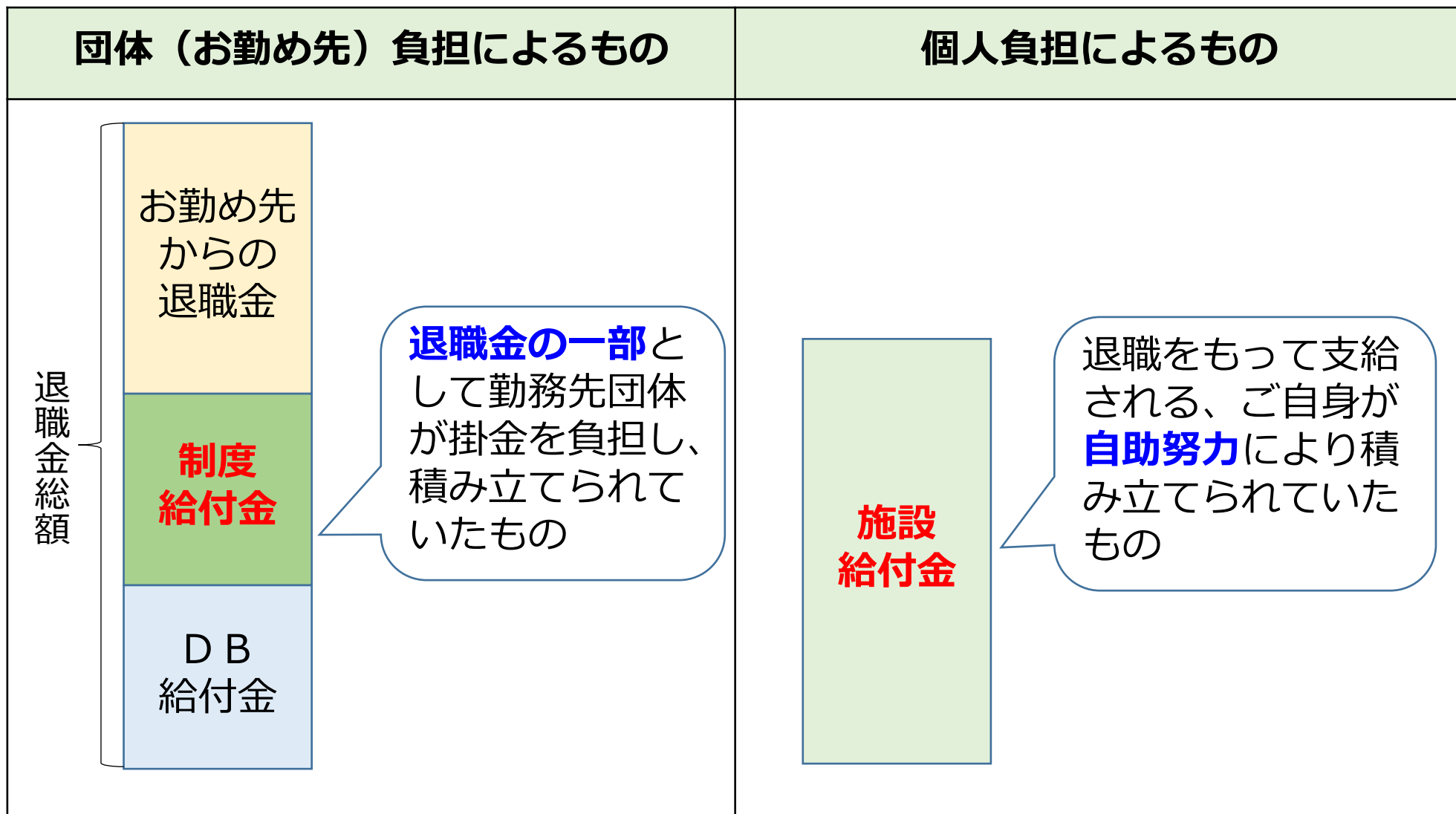
役職員個人による退職後の備えのための積立制度

# JA全国共済会の年金契約

退職時に受け取る一時金を  
共済会の年金として受け取ることができます。



# 「制度」と「施設」の違い



# 年金化した際の違い※1

	制 度	施 設
給付還元利率※2	0.65%	0.55%
据置期間 (何年後から受け取るか)	0～5年	
受給期間 (何年で受け取るか)	5～20年	
年金原資額 (いくら年金にするか)	給付金の範囲内	給付金および※3 退職一時金の範囲内
所得の種類	公的年金等に係る雑所得 (公的年金等控除の対象)	雑所得

- ※1 JA全国共済会の年金化手続きについては、「制度」・「施設」給付金の請求時に限ります。請求後のお手続きはできません。
- ※2 給付還元利率は、半期毎に見直される変動利率です。
- ※3 退職一時金を共済会へ送金し「施設」年金に加算することができます。

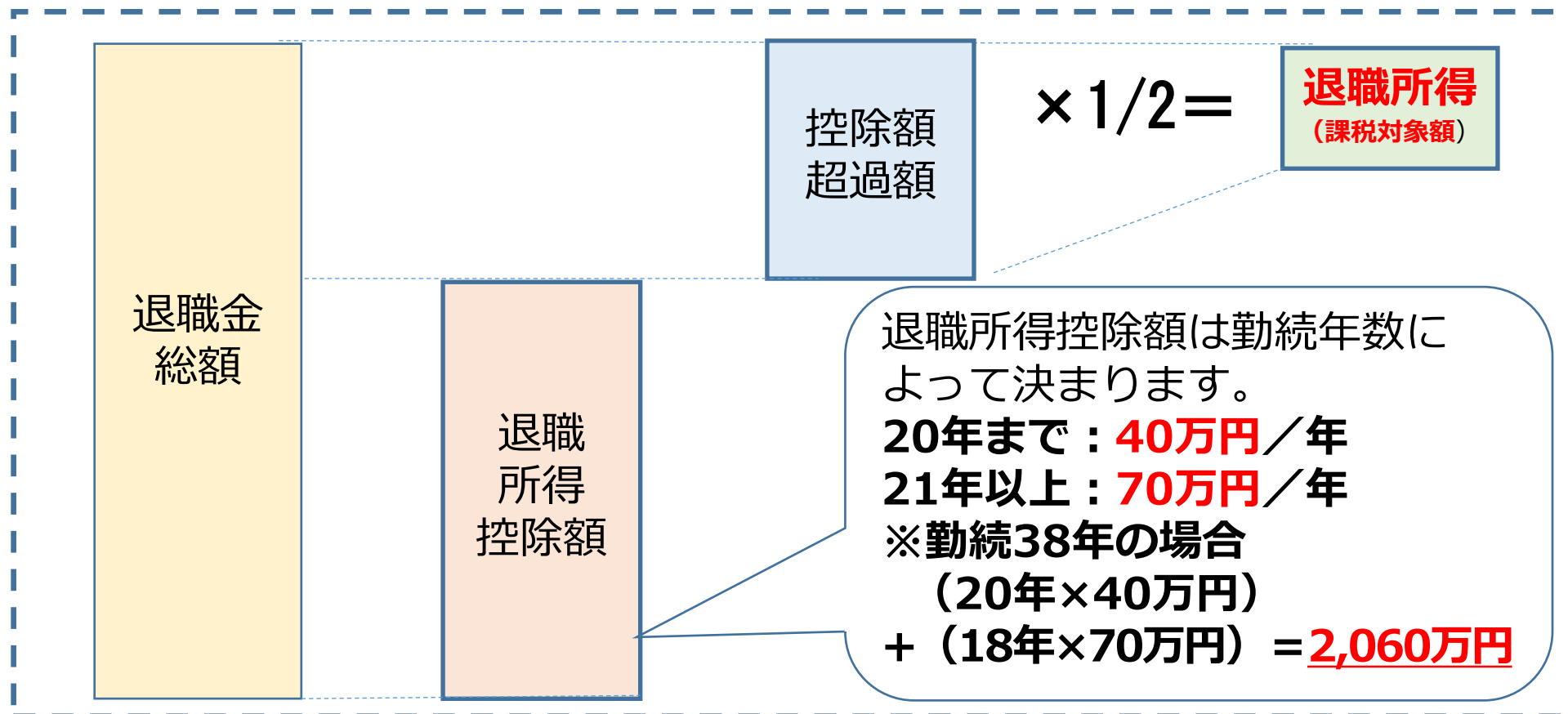


# 退職所得と控除額

一時金で受け取る場合：**退職所得**

計算式：(退職金－退職所得控除額) × 1/2 = **退職所得 (課税対象額)**

※「退職所得」は、分離課税



# 全額一時金で受け取った場合

例) 勤続年数38年 退職金総額2,200万円すべて一時金で受け取った場合

お勤め先からの退職金  
1,400万円

制度給付金  
800万円

2,200万円 - 2,060万円

退職所得控除額  
2,060万円

140万円

$\times \frac{1}{2}$

課税対象額

70万円

70万円

# 全額一時金で受け取った場合

退職金内訳：勤務先からの退職金	1,400万円（一時金）
共済会からの制度給付金	800万円（一時金）

## （1）退職所得控除額の計算

$$(20年 \times 40万円) + ((38年 - 20年) \times 70万円) = \underline{2,060万円}$$

## （2）退職所得（課税対象額）の計算

$$(2,200万円 - 2,060万円) \times 1/2 = \underline{70万円}$$

## （3）税額

### ①源泉徴収税額※（国税）

$$(70万円 \times 5\%) \times 102.1\% = \underline{35,735円}$$

### ②市町村民税

$$70万円 \times 6\% = \underline{42,000円}$$

### ③都道府県民税

$$70万円 \times 4\% = \underline{28,000円}$$

**総額（① + ② + ③） 105,735円**

※源泉徴収税額（国税）は、退職所得の金額により計算方法が変わります。

なお、2037年12月31日までは復興特別所得税（2.1%）が源泉徴収されます。

# 制度給付金を年金化した場合

例) 勤続年数38年

お勤め先からの退職金1,400万円のみを一時金として受け取った場合

お勤め先からの退職金  
1,400万円

制度給付金  
800万円

年金化

退職所得控除額  
2,060万円

退職一時金が  
退職所得控除の範囲内

# 制度給付金を年金化した場合

退職金内訳：勤務先からの退職金	1,400万円（一時金）
共済会からの制度給付金	800万円（年金）

## （1）退職所得控除額の計算

$$(20年 \times 40万円) + ((38年 - 20年) \times 70万円) = \underline{2,060万円}$$

## （2）退職所得（課税対象額）の計算

$$((2,200万円 - \underline{800万円}) - 2,060万円) \times 1/2 = \underline{0円}$$

## （3）税額

課税対象額が無いため 0円

※「制度」給付金のうち、年金で受取る金額は退職所得から除かれますが、**公的年金等にかかる雑所得**として、年金受給時に収入に含めて計算します。

※この場合、全て一時金を選択した場合と比べて**課税額が大きくなる**可能性があります。

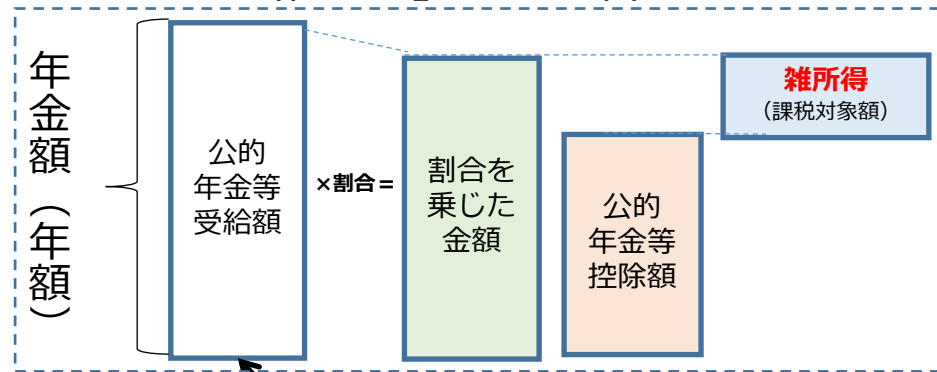
# 制度給付金を年金化した際の税金

## 外部積立分（「制度」、DB等）を年金で受け取る場合： **公的年金等にかかる雑所得**

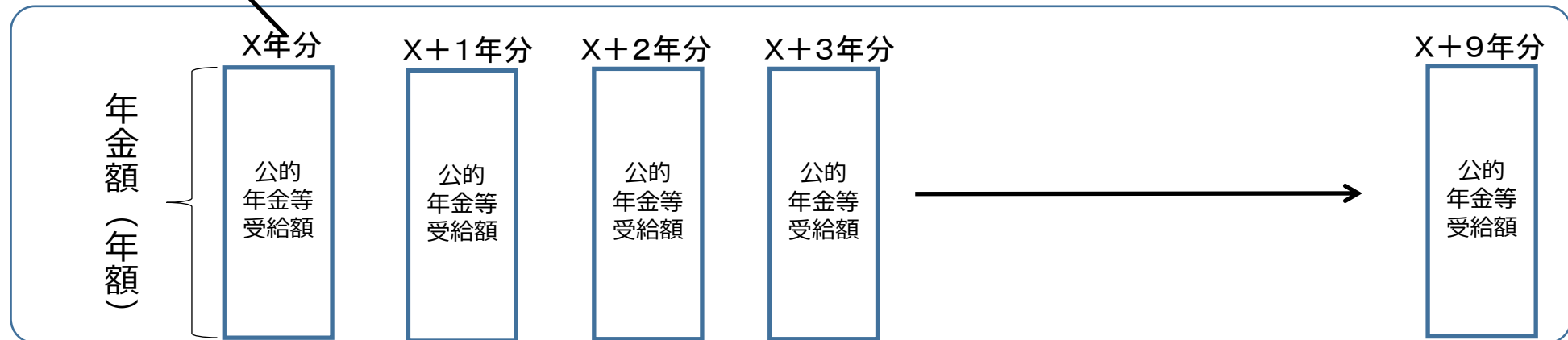
**計算式**：公的年金等受給額（年間）×割合－公的年金控除額＝**雑所得**

※年金受給額は、厚生年金等公的年金からの支給額を合算

※「雑所得」は総合課税



※ 雑所得は、他の総合課税対象所得と一定の方法により合計され、所得控除の合計額を控除し、その残額に税率を乗じて税額を計算されます。



# 制度給付金を年金化した際の税金

## 【参考】 公的年金等に係る雑所得の速算表(令和2年分以後)

年金受給者年齢	公的年金等受給額	割合	控除額
65歳未満	(公的年金等受給額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上		1,955,000円
65才以上	(公的年金等受給額が1,100,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円以上	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上		1,955,000円

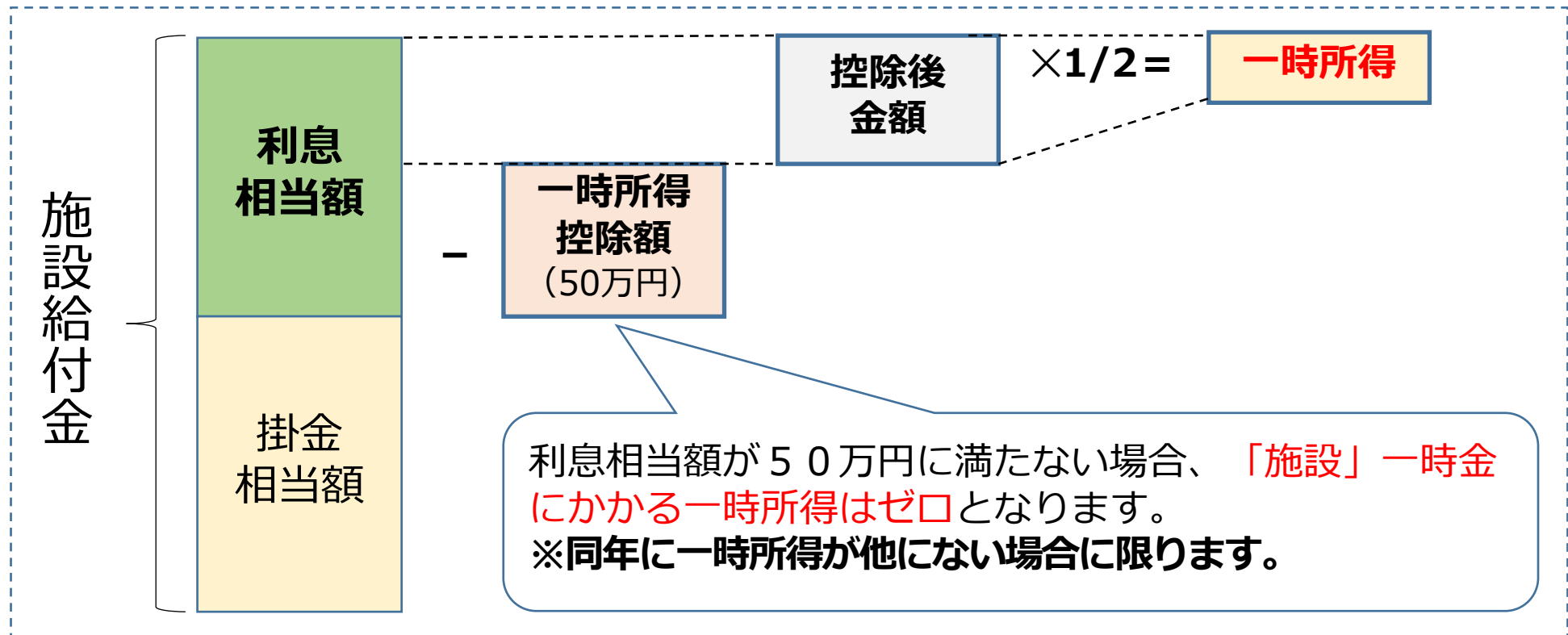
※上表は、「公的年金等にかかる雑所得」以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万円以下である場合、適用となります。

# 施設給付金を一時金で受け取る場合

## 一時金で受け取る場合：一時所得

計算式：(利息相当額－一時所得控除額) × 1/2 = **一時所得 (課税対象額)**

※一時所得は、他の総合課税対象所得と一定の方法により合計され、所得控除の合計額を控除し、その残額に税率を乗じて税額を計算されます。

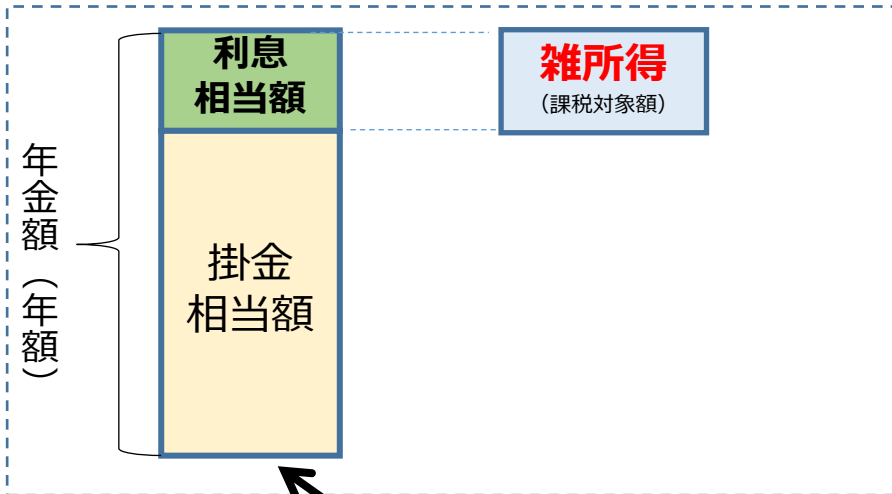




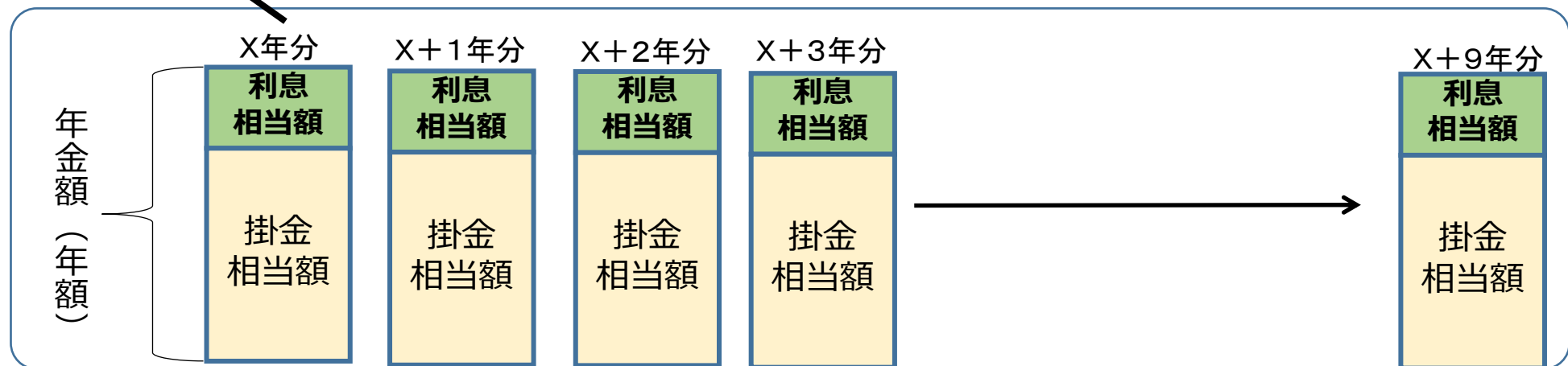
# 施設給付金を年金で受け取る場合

## 年金で受け取る場合：雑所得

計算式：利息相当額 = **雑所得** (課税対象額) ※「雑所得」は総合課税

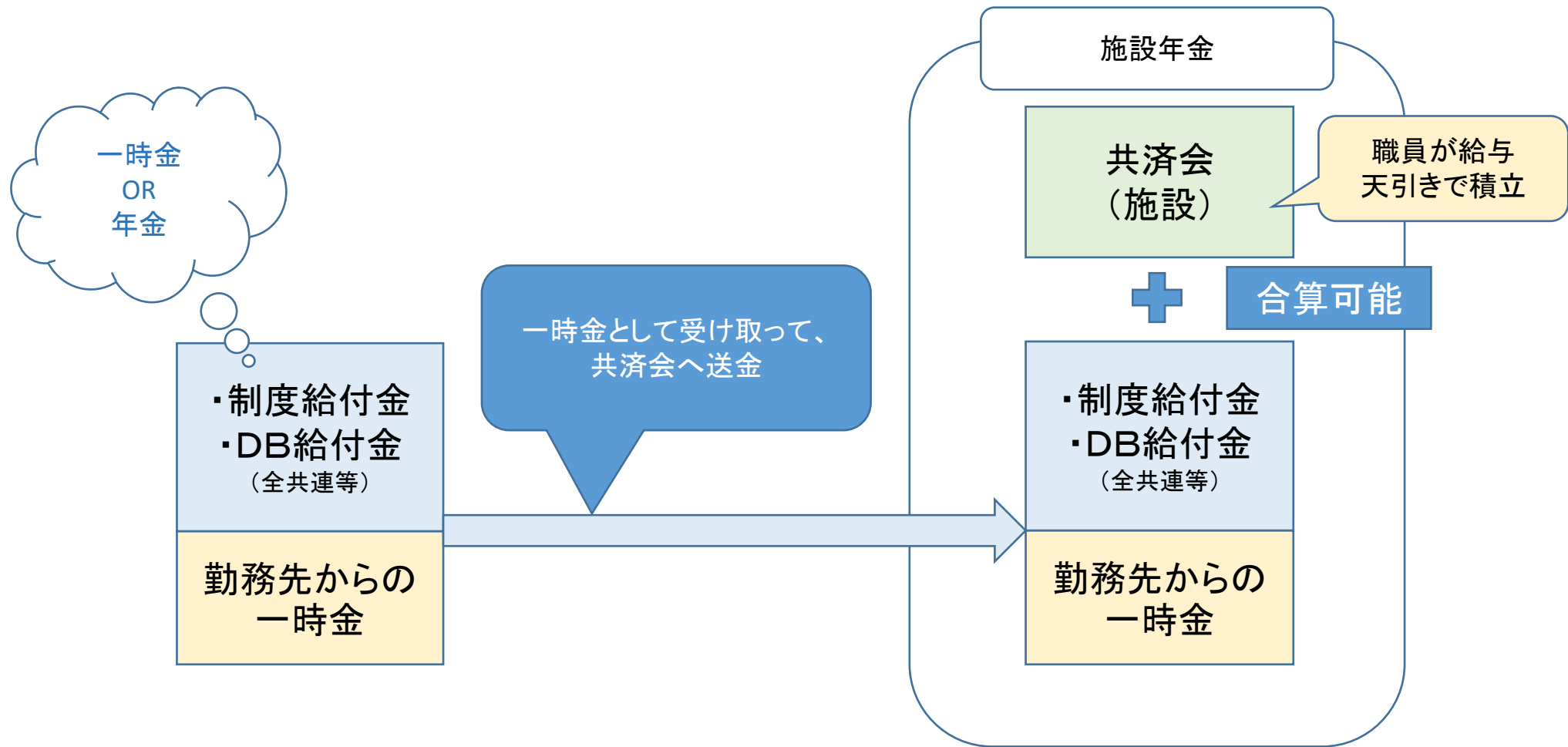


※雑所得は、他の総合課税対象所得と一定の方法により合計され、所得控除の合計額を控除し、その残額に税率を乗じて税額を計算されます。

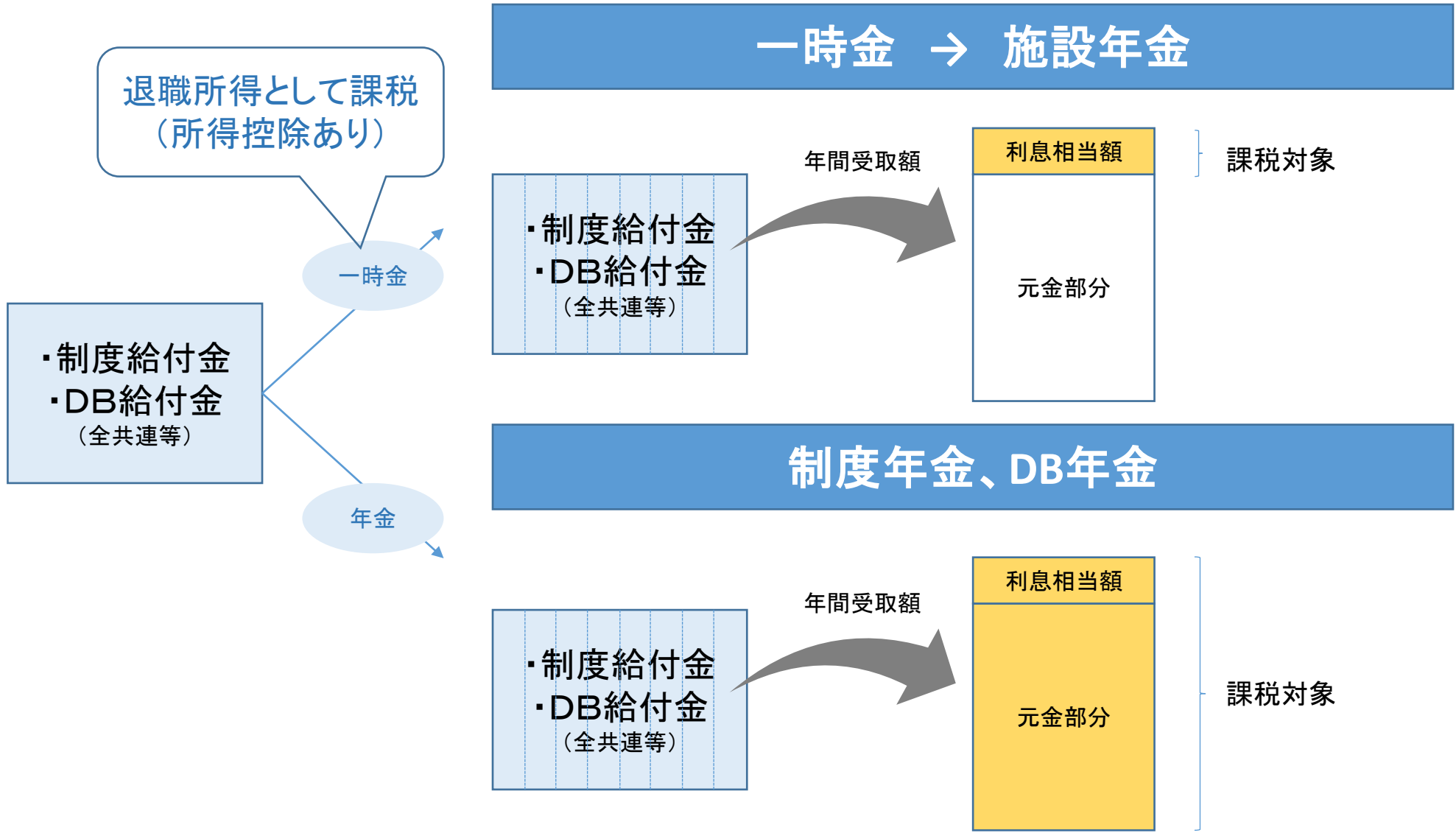


# 原資繰入とは

退職一時金を施設年金契約の年金原資に繰り入れをすること



# 受取方法による税金の違い



# 退職金の上手な受け取り方

Question 「制度」・「施設」年金の上手な受け取り方は？

例) 勤続38年 退職金総額2,200万円



お勤め先からの退職金  
1,400万円

制度給付金  
800万円

退職所得控除額  
2,060万円

140万円

お勤め先からの退職金  
1,400万円

制度給付金  
660万円

制度給付金  
140万円

施設年金契約(=原資繰入)

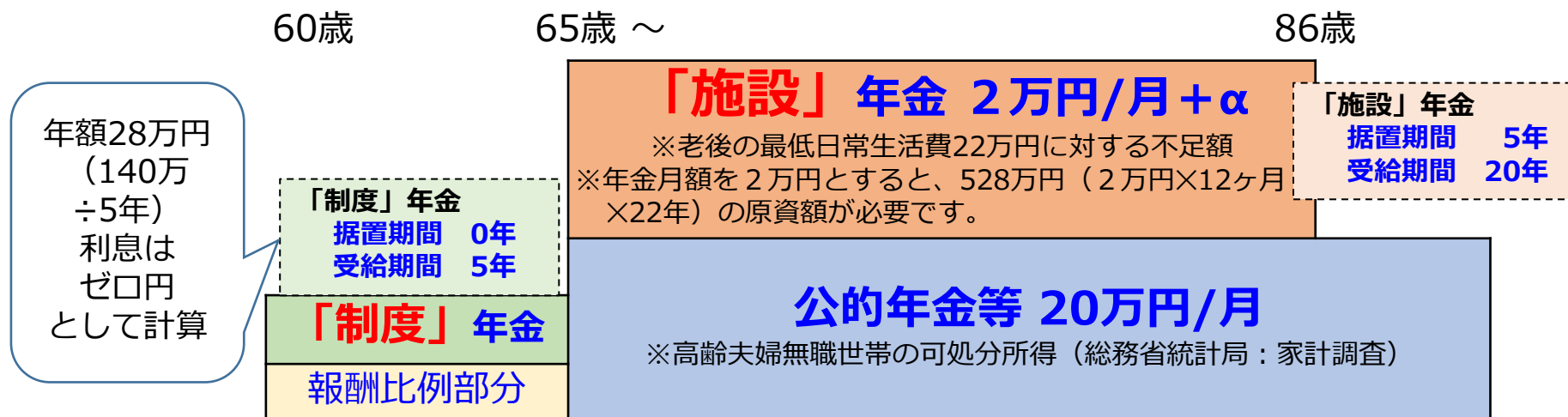
制度年金契約

# 退職金の上手な受け取り方

## Answer

- 退職所得控除超過額（**140万円**）を「**制度**」年金とし、公的年金の受給が始まるまでの生活費に充てる（報酬比例部分の支給額によっては一時金のほうが良い場合もあります）
- 一時金受給額（**2,060万円**）の全部または一部（**528万円：最低日常生活費の不足分2万円相当**）を共済会に送金し「**施設**」年金とする

※退職一時金部分を共済会に送金して年金にするためには、「制度」または「施設」財産契約いずれかの加入者であることが必要となります。



※「制度」給付金を年金化した場合は、本会で7.6575%源泉徴収いたしますが、年間受取額が、他の公的年金等と合わせて、公的年金控除の範囲内であれば、確定申告により、全額還付されます。

# もしものときは・・・

## ○急にお金が必要となったとき

- ・「制度」、「施設」とも一時払出し（残りの年金原資を一括で受け取ること）できます。

※「制度」年金を一時払出しされた場合は、退職時の「退職所得」として、既に受け取られた退職金と合算されます。

その際、退職所得控除額を超過する場合は、改めて課税され、源泉徴収された金額が送金されます。

※「施設」年金を一時払出しされた場合は、**利息相当額**が払出した年分の「一時所得」となります。

※ **据置期間中**に一時払出しされた場合、通常の給付還元利率より**0.5%差し引いて**計算された金額が給付額となりますので、ご留意下さい。

## ○亡くなられたとき

- ・ご遺族が退職年金残額の全額を払い出するか、遺族年金として契約を継続するかを選択できます。

※年金をご遺族が受け取られる場合、**相続税の課税の対象となります。**

# まとめ

- 「制度」給付金を年金化される場合は、**退職所得控除額を超過される場合**にその超過額の年金化をご検討下さい。
- 「制度」給付金を年金化される場合は、**その他公的年金等（厚生年金、DB等）および公的年金控除**を意識してご検討下さい。
- 「施設」財産形成にご加入されていない方は、**退職金原資繰入による「施設」年金の積極活用**をご検討下さい。
- 据置期間については、**将来の一時払出しの可能性も考慮**し、設定して下さい。

# 最後に

詳しくは**本会ホームページ**、  
または**業務推進部**までお問い合わせください。

※当資料は令和3年6月時点の情勢をもとに作成しております。  
情勢等の変化によって、取扱いに変更が生じることがございますので、お含みおき下さい。

※JA全国共済会の実施事業は、「貯金保険」や「預金保険」の対象外ですが、ご加入いただいている皆さまに安心していただけるよう、財務基盤の強化に努めています。  
財務状況につきましては、本会ホームページをご覧ください。

【本資料に係るご照会先】

一般財団法人 全国農林漁業団体共済会  
(JA全国共済会)

業務推進部

TEL : 03-3286-3734~5  
03-3286-3744~6

Eメール : [gyoumu@kyosaikai-ja.or.jp](mailto:gyoumu@kyosaikai-ja.or.jp)

ホームページ : <https://www.kyosaikai-ja.jp/>